	その他のもの												
	貝柱及びいか												
	うに、くらげ及びなまこ												
	くらげ												
	その他のもの												
	その他のもの												
	はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）												
	その他のもの												
	はまぐり（乾燥したものに限る。）												
	その他のもの												
	酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品												
第四類	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）												
○四・〇一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）												
○四・〇二	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）												
○四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％を超えるものに限る。）												
○四〇二・一九	砂糖その他の甘味料を加えてないもの												
○四〇二・二一	その他のもの												
○四〇二・二九	砂糖その他の甘味料を加えてないもの												
○四〇二・九一	その他のもの												
	砂糖その他の甘味料を加えてないもの												
○四〇二・九九	その他のもの												
○四・〇三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナッツ若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）												
○四・〇四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）												
○四・〇五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド												
○四・〇六	チーズ及びカード												
○四〇七・〇〇	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）												
	ふ化用のもの												
	その他のもの												
○四・〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）												
	卵黄												
○四〇八・一一	乾燥したもの												
○四〇八・一九	その他のもの												
	その他のもの												

	乾燥したもの												
○四〇八・九一	その他のもの												
○四〇八・九九	天然蜂蜜												
○四〇九・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）												
○四一〇・〇〇	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）												
第五類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉												
第六類	食用の野菜、根及び塊茎												
第七類	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）												
○七・〇一	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）												
○七〇二・〇〇	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）												
○七・〇三	たまねぎ及びシャロット												
○七〇三・一〇	たまねぎ												
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの												
○七〇三・二〇	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの												
○七〇三・九〇	シャロット												
	にんにく												
	リーキその他のねぎ属のもの												
	ねぎ（アリウム・フィスツロースム）												
	その他のもの												
○七・〇四	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）												
○七・〇五	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）												
○七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）												
○七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）												
○七・〇八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）												
○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）												
○七〇九・二〇	アスパラガス												
○七〇九・三〇	なす												
○七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）												
	きのこ及びトリフ												
○七〇九・五一	きのこ（はらたけ属のもの）												